

山 監 第 N 3 1 0 4 - 6 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 0 月 1 7 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会、山陽小野田市選挙管理委員会及び  
山陽小野田市農業委員会

3 報告書提出年月日

平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

監理室、出納室、山陽総合事務所、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局

#### 3 監査の期間

平成28年9月14日から平成28年10月13日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成27年度及び平成28年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査委員の除斥

議会事務局の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、石田清廉監査委員を除斥して行った。

#### 6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。

なお、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。